

給食施設の設置者は、給食を変更した時は、1か月以内(30日以内)区長に届け出なければなりません。

別記第3号様式(細則第4条関係)

年 月 日

提出日

江東区長 殿

設置者

郵便番号

設置者の郵便番号、住所

住所

氏名

○○会社、社会福祉法人○○など

電話番号

役職○○氏名○○○○

法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名

欄外に施設名、ID記載

公設民営保育園の場合、
江東区長
よって、住所・電話番号は
江東区役所

給食届出事項変更届

下記のとおり、給食施設に係る届出事項を変更したので、健康増進法第20条の第2項の規定により届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
該当するものに○を付けて ください。		
設置者の住所		
設置者の氏名		
給食施設の名称		
給食施設の所在地		
給食施設の種類		
給食の開始予定日		
1日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数		各食事区分ごと(朝食・昼食・夕食・その他)に記載。 *その他…工場や事業所などの深夜食をいう。 保育所のおやつや延長保育時の補食は含まない。 *昼食…職員食も提供している保育所は、園児分+職員分と記載。
管理栄養士の員数		平均10食変更したら提出。※100食超えたり、 100食未満になったら提出。
栄養士の員数		管理栄養士・栄養士の員数は、常勤のみ。 委託側・施設側を記入。(非常勤は変更届不要)

